

令和2年度第2回 伊予市文化財保護審議会 議事録

【日 時】 令和3年3月24日（水）14時00分～15時35分

【場 所】 IYO 夢みらい館 2階 会議室 201

【出席者】 審議会委員：門田真一会長 岩田恒郎委員 胡光委員 遠藤貢治委員
木曾博機委員 久保繁行委員 鈴木洋委員 玉井光憲委員
本田壽委員 松浦弘正委員 （以上10名）

事務局：渡邊博隆 佐々木正孝 泉一人 北岡康平 島崎達也

【欠席者】 事務局：田村政幸 東岡由香

協議事項などの結果要点

- ・令和2年度第1回審議会議事録の内容に異議なし。
- ・県指定史跡「市場かわらがはな古代窯跡群」の指定範囲を愛媛県から質問されている件で、伊予市市場乙21番地全域が申請した指定範囲である旨を確認した。
- ・今岡御所（跡）について、令和4年度の溜池改修工事に合わせて、指定当時に明示されていなかった指定範囲を検討する必要があるが出た。所有者である大字宮下の確認を取る必要があるものの、地番単位で宮下1232-2全体を指定範囲としてみなす旨を確認した。
- ・「郡中層化石調査報告書（仮）」は今年度刊行できなかった。他に作成中の報告書も、内容が完成してから予算化する方針。
- ・仏像調査については、平安中期（10～11世紀）または室町時代頃の作であると思われる福田寺本堂の観音菩薩立像の市指定に向けた調査、準備を進める。
- ・福田寺本堂の図面は委員8らがボランティアで作成した。山吹御前など保護が必要な長州大工の図面作成では、ヘリテージマネージャーを活用できるよう検討する。
- ・伊豫岡古墳では、樹木が墳丘に放置されており危険ではないかとの意見が出ている。
- ・文化財看板は、指定解除の2点で撤去、1点で修繕を行う。新規設置は、「苦厭上人開基の地」もしくは「萬安港旧灯台」のいずれかを、事務局で検討する。
- ・愛媛県の大綱策定を受けて、伊予市でも、来年度には文化財保存活用計画作成に向けて動き出す必要がある。専門家や、地元の方々に協力して頂き、総合的に様々なジャンルを扱える体制をどのように構築するか考える。県の大綱は具体性を欠くため、伊予市の計画は具体的な内容にしなければならない。

委員会議事録（※発言内容は要約した）

1. 開会あいさつ （00:00:52～）

（定刻通り、会長の挨拶で開会した。）

2. 議事 会長が司会進行を行い、事務局1が説明する。（00:07:29～）

I 確認事項

(1) 令和2年度第1回審議会議事録の確認について

（会長） 議事録は昨年9月に送って頂きましたが、特にご意見などございませんでしたので、御承認頂いたものと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

(2) 市場かわらがはな古代窯跡群の指定範囲の確認について (00:08:25～)

(事務局 1) 失礼します。審議会議事録については、9月3日に送付させていただいております。また、第1回審議会の折に協議したものの中で、事業の進捗や、確認を必要とされたものの、ご報告などをさせていただきます。その中で、まず、市場かわらがはな古代窯跡群の指定範囲の確認について、担当より、ご説明いたします。

(事務局 2) はい。別添資料 1～2 頁をご覧ください。

令和 2 年度第 1 回伊予市文化財保護審議会で指定範囲を検討しましたが、様々なご意見が出ましたので、事務局で結論をまとめさせていただきました。

今後の調査により指定範囲を拡大させる可能性があるものの、現時点では、昭和 42 年 3 月 20 日の指定申請時に、伊予市が愛媛県に対して提示した、伊予市市場乙 21 番地全域が、伊予市が把握している指定範囲であるとの結論を提案します。なお、市場乙 21 番地は現在、市場乙 21-1, 21-2, 21-3 に分筆されております。範囲は、2 頁の地図、赤線で囲った範囲をご参照ください。以上です。

(会長) これも、前回の委員会でご説明しましたが、経緯につきましては、愛媛県教育委員会に申請したのですが、範囲を現実にあった範囲にするため、このように改めて指定範囲を確認することですが、何かご意見ございますか。・・・よろしいですかね。では、協議事項へ。

II 協議事項

(1) 今岡御所跡 (市指定史跡) の指定範囲確認について (00:10:55～)

(事務局 1) はい。別添資料の 3 頁をお開きください。市指定史跡である、今岡御所なのですが、指定範囲が明示されておりません。令和 4 年度に溜池改修工事が予定されていることもあり、適切な保護のため、指定範囲を検討する必要があり、協議事項とさせていただきます。詳細について、ご説明します。

(事務局 2)

別添資料 3 頁に、今岡御所に関する経緯をまとめました。なお、指定時の名称は「今岡御所」ですが、平成 17 年以降の『伊予市の文化財』では「今岡御所跡」という表記になっております。これは、昭和 35 年に伊予市指定文化財に指定されたのですが、指定範囲を示した図面や書類が存在しません。

史跡としての範囲を検討するうえで重要なのは、伊予市遺跡詳細分布調査委員会の議事録にありますように、当地に位置する古墳や埋蔵文化財は、史跡とは無関係であることです。指定翌年発行の『伊予市の文化財』(別添資料 8 頁)によると、御所の伝承地が指定対象となっていたと思われまます。

その一方で、いくら古墳とは無関係ではあっても、『伊予市の文化財』の内容から判断するに、指定範囲は、当初から茶臼山古墳を含む広範囲を想定していたと思われまます。

以上の情報を踏まえまして、別添資料 9 頁で示した範囲を史跡範囲として提案します。池全体がひとつの地番となっているので、行政手続き上、この地番全体を史跡とみなすのがよいと思われまます。

なお、溜池だけではなく、茶臼山という丘陵全体を囲むという案もあり得ると考えまます。この点、委員の皆様のご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

(会長) 市指定の文化財ですが、改めてこれまでの指定範囲を検討する必要があるとのことで、協議にあがっております。当時の御所跡ということで包蔵地台帳にも載っております。これについては、遺跡詳細分布調査委員会でも議論になっておりまして、9頁にありますこの範囲で、指定範囲を確定したいということです。提案は以上ですが、何かありますか。昭和30年代は溜池の造成などで開発され、図面を造らずに進められていたのですが、改めてこの段階で指定範囲を確定する必要があるということでした。

(委員2) この範囲の所有者は、溜池なので地区有なのでしょうか。これは、範囲の拡大なのか、不明だったものを確定させるということでしょうか。

(会長) 文化財台帳(4頁)にありますように、範囲がきちっと図示されていませんね。

(事務局1) 台帳上、所有者は「宮下部落」と記載されておりますので、管理責任者もそのようになっております。

(委員2) 現状変更には所有者からの申請が必要です。溜池として現用されているのであれば、現状を変更する場合は、所有者が重要になります。

(委員1) 溜池改修は、私が上吾川区長の際に県の事業で実施しました。大字上吾川の所有でした。個人所有の池もあるので、管理者が優先されるのかと思います。この資料8頁の写真にあるようなモノ(※石碑など)は全て撤去されてしまうのではないですか。どういう工事をするのか、宮下地区や県の担当者とすり合わせしないとイケません。

(会長) これは、市の事業ですか？

(事務局2) 中予地方局の事業です。

(会長) 所有者としても管理者が大切ということで、県との協議がいますが、伊予市としては、この範囲で文化財としての指定範囲とするので、配慮した改修ができるように、県にお話ししないとイケないですね。いろいろ出土するかもしれませんね。いつ工事するのですか？

(事務局2) 令和4年度です。

(会長) 指定範囲については、これでご確認頂きましたので、また、このような工事で審議しないとイケなくなったら、また審議させていただきます。では、御承認頂いたということで。

Ⅲ 令和2年度の事業報告(00:21:30～)

(会長) では、令和2年度の事業報告について、続けてお願いします。

(事務局1) 項目(1)～(9)まで説明いたします。次第資料の3ページをご覧ください。事業報告については、先般の、中予管内合同巡視にて、ご報告をさせていただいたとこ

ろですが、総花的なご説明でありましたので、なお、詳しくご説明をさせていただきたいと思えます。また、反対に、割愛をしたり、内容が重複をする部分もございますので、予め、ご了承くださいませようお願いいたします。

(1) 文化財の指定・解除

(事務局 2) 令和 2 年度第 1 回伊予市文化財保護審議会の結果を受け、令和 2 年 11 月 18 日に伊予市教育委員会にて 4 点を指定解除、2 点を新規指定しました。

(2) 文化財看板設置について

(事務局 2) 当初の予定通り、双海町高岸本郷の「三島神社の二重門」に設置しました。写真は、次第表紙をご参照ください。

(3) 刊行物について

(事務局 2) 「郡中層化石調査報告書(仮)」の刊行を予定していましたが、コロナ禍等の影響により延期しました。原稿については、外部専門家の方々 3 名から玉稿を頂き、教育委員会事務局でも郡中層や所蔵化石、調査体制を紹介する章を執筆しております。特に、専門的な知識が必要な箇所については、委員の皆様や外部専門家の方々の助言を受けつつ、原稿の案を執筆しました。現状の案の一部は、別添資料 10-18 頁に掲載しましたのでご確認ください。なお、章立ては、第 1 回審議会でお配りした資料から変更して、第 3 章を追加し、伊予市所蔵の郡中層化石の概要を説明する文章を作成しました。また、第 7 章の(まとめ)を削除しました。

(4) 郷土文化講演会について

(事務局 2)

伊予市文化協会との共催により、令和 2 年 7 月 25、26 日に、「ミュゼ灘屋」にて企画展『古文書にみる近世の疫病と大地震』を実施しました。あわせて、7 月 25 日に柚山俊夫氏による講演「古文書にみる近世の疫病と大地震」が行われました。この様子は、You Tube にてオンライン配信されました。

(5) 市民向け普及啓発活動について

(事務局 2) 本文の表に記載しました 6 件を実施しました。特に、昨年度から実施している公民館との連携を本格化させました。これは、文化財担当が公民館講座としての企画を提案して、協力してくれる公民館で講座を開講するものです。こうすると、文化財担当と公民館でそれぞれ得意な作業が分担できます。今年度は上野地区公民館と双海地区公民館だけでしたので、来年度以降は、更に多くの公民館に協力して頂けるように、更に努力していきます。

(6) 中予管内文化財合同巡視について

(事務局 2) 令和 3 年 2 月 19 日に、当初の予定から時間と規模を短縮して実施しました。宮内家住宅を門田会長の案内で見学したほか、伊予市の文化財行政の取り組みを発表しました。

(7) 福田寺本堂の現状について

(事務局2) 第1回審議会以降、大きな進展はございません。委員8と、愛媛県建築士会の若松一心氏により、引き続き本堂の図面を作成中です。

(8) 仏像調査の成果について

(事務局2) 愛媛県美術館の長井氏と、愛媛県教育委員会文化財保護課の石岡氏に依頼して、福田寺本堂で調査を実施しました。成果については別添資料19頁をご覧ください。観音菩薩立像は、伝来の年代こそ新しいのですが、平安中期(10～11世紀)の様式ではあることが確認できました。もっとも、後世に古い様式を模して造ることもあるので、室町時代頃の作である可能性もあります。よって、今後は年代測定などにより、市指定に向けて評価を明確化する必要があります。

(9) 寄託・寄贈について

(事務局2) 別添資料20-21頁をご確認ください。11点の寄贈、寄託がありました。

写真を掲載した主なものを紹介しますと、別添資料20頁の文書2件は、共に既に目録作成、ないし新聞発表されております。個人所有でしたが、このたび寄贈頂きました。

別添資料21頁の伝・扶桑木製置物は、委員9より寄贈頂きました。扶桑木製だと伝わる置物でして、現在伊予市内で確認できている、唯一の扶桑木製の加工品です。

郡中たくはへ沿革史は、伊予市指定文化財にもなっている『郡中貯え文書』の関連資料です。

民具に関しては、保管場所の関係で受贈に慎重にならざるを得ない状況です。写真の4点は、使用場所や使用年等が判明している点、伊予市がこれまで収集していない種類である点を理由に受贈しました。

(会長) はい、事業報告について説明がありました。指定解除については、4件が指定解除、2点が新規指定となりました。看板につきましても、表紙の通りです。刊行物は、郡中層化石調査報告書を予定しておりましたが、いろんな角度で調査をやっていく必要があるということで、優先順位を考えながら、報告書ができるように努力していきたいと思っております。郷土文化講演会等もありました。福田寺本堂については、委員8、お願いします。

(委員8) 第1回審議会でも報告しましたが、去年4月27日に屋根が落ちまして、それを受けて、登録有形文化財福田寺本堂の、資料が無かったもので、せめて平面図だけでも残せればと思ひまして、現地調査を、令和2年5月23日、30日、8月8日としまして、平面図を拵えて、福田寺ご住職にお渡ししております。庭園を調査していなかったの、庭園は2013年にフォトコンテストで「未来にむけて伝え残したい伊予市の姿」に出ているものですから、この庭園は、もう一度現地調査して、図面に残そうと、11月28日に現地調査をしまして、業務の合間を縫って、ほぼ3月いっぱいなんとか図面を拵えて、福田寺と教育委員会にお渡ししようかと思ひます。

(会長) 福田寺には、国の登録有形文化財が3点ございます。県指定史跡の伊豫岡八幡でも同じですが、災害で崩落した際に、こちらは県の補助金等貰って改修ができましたが、福田寺も同じ状況でした。屋根が陥没して、御住職は、今の原形を諦めて建て替

えの方針でしたが、しかし再考されて、なんとか改修で現状維持できないかとされています。本堂も登録有形文化財で、当時は図面が必要なかったのですが、今回ボランティアで庭園も含めて図面を作って頂いているわけです。通玄庵の茅葺の葺き替えも宿題となっておりますが、建築士会の御協力でこのように動いているわけです。

実は、建築士会の伊予支部で委員 8 人が活動されていますが、審議会委員として、全くの無償で、業務の合間に図面作成をして頂いております。こういう調査活動を継続していくためには必要な経費を用意して頂かないと、いつまでもボランティアで続けていくのは難しいかと思えます。本堂改修や通玄庵のことを考えますと、どういう形で伊予市でこのような調査活動に援助ができるのか、会長から市長にもお話ししています。

現行法ではできないこともあります。方法を含めて考えていかないと、となつております。宿題として、会長の意見ですが、よろしくお願ひいたします。

仏像調査については、平安、室町時代の可能性があるとのことで、これも調査を行って、指定に向けた準備ができるのであれば、していくということで、よろしいですか。

寄贈寄託資料についても増えてきています。良いことですので、どんどん。過去には、教育委員会に預けたものが何処に行ったか分からなくなるという言い方をされた時期もありましたが、今後、信頼して頂いて、どんどん寄贈して頂くのが大事です。これから、管理問題、収蔵問題と合わせて考えて頂きたいです。

3 令和 3 年度の事業計画 (00:37:40～)

(1) 令和 3 年度事業計画一覧

(事務局 1) 別添資料 22 頁をお開きください。基本的に、令和 2 年度に即した事業となっております。後程ご説明しますが、伊豫岡古墳樹木伐採に伴う補助が追加されています。郷土文化講演会なんです。指定文化財になりました明治六年高岸村絵図のことを活用できればと、講演会を考えております。また、スタディーバスツアーについては、コロナ禍の状況により、判断をしながら進めていきたいと考えております。なお、各報告書関係については、関係者の方々のご助力でまとめているところですが、ちゃんと発刊の準備が整ってから、予算化する方針としました。出来る限り、皆様にご活用頂けるようにしてから、発行したいと考えます。以上です。

(会長)何かご質問ありますでしょうか。続きまして、長州大工関係をお願いします。

(2) 長州大工の図面作成について

(事務局 1) まずは事務局 2 から説明をした後、委員 8 から補足して頂きます。

(事務局 2) 長州大工の現状調査については、昨年度実施しております。令和 2 年度第 1 回審議会を受けて、建物全体を指定するかなどを、伊予市教育委員会事務局で決定し、準備を進めることとなっております。

今年度は委員 8 と、愛媛県建築士会の花岡様にご相談しました。その結果、愛媛県ヘリテージマネージャーを活用した図面作成が必要と思われるのご指摘を受けました。

愛媛県建築士会さんは、愛媛県に残る歴史的に価値のある建築物、または伝統的構法による建築物やそれらが構成するまち並み等を地域の貴重な文化財として保全活用し、

後世へ継承していくために必要な能力を持った人材を育成するため、建築関係者を対象に講座を開講しています。愛媛県ヘリテージマネージャーは、それを受講して登録を受けた方々です。詳細は、後ほど委員 8 にお願ひします。

(委員 8) 皆様に、ヘリテージマネージャーのパンフレットをお配りしております。愛媛県建築士会は 3 年かけて資格を取るための養成講座を実施し、69 名の修了生が出ています。まだ制度がしっかり動いていないので、県から資格として認めて頂けるよう交渉中です。今は、講座を修了したのみです。宇和島市津島町の重要伝統的建造物群保存地区の指定に向けた調査を令和 2 年度にしましたが、この際は、ヘリテージマネージャーではなく、宇和島市と愛媛県建築士会が契約して、調査をして、必要な図面を作成しました。今後、建物関係の調査も出てくると思いますが、それらをしっかりと調査をして、残すのではなく、使っていくということが重要なので、今後も、よろしくお願ひします。

(会長) はい。報告がありました通り進めて頂いております。育成されたヘリテージマネージャーにはご協力頂きます。伊予市には、山吹御前、川崎神社、永田三島神社、盛景寺本堂、宮崎家住宅の欄間が調べられているもので、もうひとつあるのですが、それらのなかで、山吹御前の痛み方が酷く、永田三島神社も欠けているところがあります。盛景寺本堂は管理が行き届いているので維持できると思いますから省いて、残り 3 件は、緊急に保護しないとイケないというところで、指定に向けた調査をしていただこうと、進めております。管理者の同意も得られているので、引き続き、図面作成については引き続きご協力頂きたいですが、労力がかかるので、建築士会として組織にお願ひするか、個人にお願ひするか、そのようにやっていかないと、今後持続可能ではないので、具体的なルール作りを考えて頂きたいです。実際に経費を算定して参加していただくことが大切です。来年度も、当初からとはいかないでしょうけど、8~12 月あたり年度途中で予算化して頂けるよう、是非お願ひしたいです。それでヘリテージマネージャーが育つなど、長期的に大切なことと考えます。

(3) 文化財保存顕彰事業について

(事務局 1) 本文の 6 頁を、お開きください。文化財保存顕彰事業については、予算の範囲内で「指定文化財の保存、伝承、修理及び周知・活用を図る。」ことに対する補助ですが、今回、伊豫岡古墳に係る支障木について、申請が出ております。内容については、事務局 2 より、ご説明します。

(事務局 2) 伊豫岡古墳には、長年の管理不足により樹木が雑然と繁茂しており、枯木もみられます。これを放置した場合、墳丘に影響を与える恐れがあるほか、倒木によって史跡見学者や近隣住民へ危害を及ぼす危険性があります。ついては、参道および市道（通学路）沿いの支障となる樹木 24 本を伐採する旨、地元より申請がありました。

(会長) はい。これは、古墳の維持と近隣住民への危害ということで要望があるとのことですが、御意見ございませんでしょうか。委員 6、植物関係で、どうでしょうか。

(委員 6) 私も、ひと月程前にこの周辺を歩いたのですが、確かに、古墳の現状維持

が心配になる程繁茂していました。6 ページに掲載されている 3 枚の写真をはじめ、24 本を伐採するということですね。

(会長) 委員 1 は、何か聞いていませんか。

(委員 1) 特に聞いていません。ただ、一昨年伐採したものを麓に置いているので、落ちてきたら怖いと地元で話しています。始末しないと、必ず落ちてきます。西側の通学路の大木は伐採が済んでさっぱりしている(※事務局註：史跡指定範囲外)が、裾の見える場所に丸太を置いている。あれは、地震があったら落ちてくる危険がある。要請してもらわないと怖いです。以前は、木々の管理をしておらず、このようなことになってしまった。

(会長) 総代の方から苦情が来ているわけですね。工事は既に終わっていますが、丸太が転がっている様子なので、処理がきちんとできているか、確認してみてください。

(4) 文化財看板の設置・撤去・修繕について (00:54:35～)

(事務局 1) 別添資料 23～25 頁をお開きください。前段でご説明をしました、文化財指定解除となったヤブツバキとシュテンドウジの看板について、撤去を行う計画としています。また、後藤又兵衛基次公菩提所の看板について、板面が薄れているため、修繕をする計画としています。なお、第 1 回審議会でお話をしました、新規の看板設置について、事務局 2 よりご説明をいたします。

(事務局 2) まず、令和 2 年度第 1 回文化財保護審議会の時点で位置を把握できていなかった県指定史跡「扶桑木」の看板については、大谷海岸近くで所在を確認しました。設置年は不明ですが、伊予市による設置と思われます。

つきましては、来年度の設置予定の文化財を新たに検討しました。別添資料 23～25 頁をご覧ください。

なお、現在の看板の設置状況については、調査を進めております。途中経過は、別添資料 26～29 頁、一覧表をご覧ください。古い看板、新しい看板、その他の看板の有無をまとめました。

過去 3 年間は、中山地域と双海地域で看板設置を行いましたので、来年度の設置対象は伊予地域の文化財がよいと判断しました。そこで、行政が設置した看板が存在しない、「苦厭上人開基の地」もしくは古い看板の風化が激しい「萬安港旧灯台」のどちらかへの設置を検討しています。

(会長) 設置状況一覧をご確認ください。新たな予定が、「苦厭上人開基の地」もしくは、看板が見えなくなっている「萬安港旧灯台」ですね。ビーチバレーだとか、いろいろ観光の場所の人がよく来る場所なので、早急になんとか手を打つのがよいのではないかと思いますので、内部で検討して決めて頂ければと思います。中山双海などどうでしょうか。委員 4、どうでしょうか。

(委員 4) 26 頁の黄色く塗っているセルはどういうことなのでしょうか。

(事務局 1) 順次廻っているのですが、調査ができていない場所です。今後調査していきます。

(会長) また、時々見に行って頂いて、ご指摘があれば、もしくは住民から意見が出る前に対策を考えて頂ければと思います。設置についてはご検討ください。これについてはご確認頂きましたね。

(5) 文化財保存活用計画の策定に向けて (01:00:23~)

(事務局 1) 別添資料 30 頁をお開きください。文化財保存活用地域計画の作成に向けてのご説明をします。国が大綱を示し、2 月に愛媛県の大綱が策定され、各自治体においても、検討をしていく必要があります。伊予市において、来年度は予算化をしておりますが、可能な範囲での準備作業を行っていきたいと考えておりますのでご意見頂ければと思います。

順次、資料に沿って、ご説明をさせていただきます。まず、

1 の概要・目的ですが、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要である。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地域文化財保護行政の推進力の強化を図るとしています。

次の頁、横になっておりますが、31 頁をご覧ください。これは、愛媛県が作成した大綱の概要版です。上段の青枠をご覧ください。文化財を取り巻く現状と主な課題についてですが、先ほど申し上げた過疎化少子高齢化による問題、災害による問題、保管施設の問題、人材不足という問題などがあるなかで、まず、文化財を保存する上での検討や体制づくりが大前提となります。そのための計画です。30 頁にお戻りください。

2 の国・県・市の方針の確認ですが、国の文化財保存活用大綱、県の愛媛県文化財保存活用大綱、また、伊予市の第 2 次伊予市総合計画に則り、上位の方針をよく吟味したうえで、取り組んでいきたいと考えています。

3 の先進地事例の確認ですが、会長から紹介がありましたが、愛媛県内で、まず先んじて、松野町が素晴らしい計画を策定しております。これも参考にさせて頂き、愛媛県内では松野町だけですが、その他、人口規模が似通った市町の計画を参考としたいと思います。

続いて、当市における現状確認について、ご説明をします。まず、指定文化財の現状についてですが、指定文化財がどういう状況か、また、所有者が変更していないか、ご存命かなどについて、調査をします。これについては、微々たるものですが、郵送料を予算化しており、年度早々に行いたいと考えています。

また、指定以外の文化財の調査については、市所有の文化財の確認及び整理、現在も行っているような建築物、仏像、古文書等の調査及び情報収集をしていきたいと考えています。また、各地区で行われている伝統行事の調査や、伝統的な料理、優れた技巧、古文書や仏像の修復が可能な技術を持つ方などの情報収集を可能な範囲で行いたいと思います。あわせて、活動にご協力いただける団体や個人の方についての調査や打診を図ります。

諸々の現状の確認をしたうえで、課題の抽出をおこない、この先、策定のうえでの組織について、協議会や、委員 2 からご助言頂いたワーキンググループなど検討していきたいと思います。どのようなかたちが良いのか、文化財保護審議会の委員の皆様にお

かれましても、御協力頂きたく、進めていきたいと思ひます。

(会長) はい。県の大綱を受けて、市町村で文化財保存活用計画の準備を始めていくということですが、先進事例を参考にしながら、今年から準備をはじめて、来年度以降ということだと思ひますが、委員2に少し、ご助言頂ければと思ひます。

(委員2) ご指摘の通り、県の大綱を受けて市町でも順次動き出している状況です。県の大綱も、短期間で急ピッチで苦勞しながら進んでいる訳ですが、愛媛県の場合はパブリックコメントを求めており、多量のパブリックコメント、要望、意見を取り込みながら作ったものです。非常に苦勞されていますが、概要になってしまい具体性を欠くものですから、各市町で持っている文化財の状況も違ひますから、各市町にあったかたちで、具体的にどのように守って活用していくのか、市町の文化財保存活用計画が重要になります。十分に時間をかけられるように早めに動くのがよいです。あと、国から補助金が出ると思ひますので、上手く活用しながら良い計画を作られると良いと思ひます。

(会長) 県はワーキンググループで作っているのですか？

(委員2) いえ。四国各県はひとりで作っています。考古学専門の担当者が多いので、考古学に偏り、歴史や美術には目が行き届いていない傾向があります。大分県ではワーキンググループを作って、博物館や美術館の学芸員や建築の専門家も入り、喧々諤々としたので非常に良いものができております。愛媛県は担当者ひとりですが、パブリックコメントの活用がしっかりしているので、ちょっと、いろんな意見は取り込んでいます。しかし、単独かつ短期間では限界がありました。よって、市町それぞれの立場での計画が大事になると思ひます。

(会長) どうしても急がないといけません、指摘がありましたように、できるだけ総合的に、いろんなジャンルを網羅できる体制を作ること、専門家は当然ながら、現地の大切にしている方々にワーキンググループに入って頂き、教育委員などの御協力を頂けるよう、体制をどうするか考えて頂きたいと思ひます。計画を作って終わりではありません。計画は手段ですので、ずるずるやるのではなく、できるだけ早く作り、実行に移せるようにして頂きたいです。計画作りは予算が付きますので、情報を早くとって、予算を活用していく必要があるのと、文化財関係は予算が無いので、「まちづくり」として活性化計画の一環で予算が活用できないか、文科省関係以外の予算も検討してください。地域活性化センターあたりで、使えそうな補助金がありますので、予算が無いからできないではなく、研究してください。

委員9も、佐礼谷でいろいろ活動をされていますが、文化財保護ではないにしろ、いろんな景観など保護の活動でもあります。今後の保護活用は、今の指定文化財だけでなく、これからもっと大切にしていけない文化的価値を掘り起こしていくことが大切なので、そのような視野で計画作りができれば、将来に繋がっていくのかなと思ひます。佐礼谷も、農協跡だとか、旧郵便局跡だとか、いろんな地域資源をどうしていくか、あるいは景観的なものを保存していくことも必要じゃないかと、視野を広げていくことが大切なのです。いろんなものがありますよね。

(委員 9) また教えて頂いて、ご一緒に活動していきたいです。

(委員 6) 先進地事例として松野町がありますが、河後森城跡の調査保存で国から予算が出ているのではないですか。確か、中世城跡ということで、残っているということで、国から資金が出たと聞いています。伊予市の場合も、申請すれば予算が出るということですが。また、先進地域として例が出ている福井県大野市、島根県益田市は、人口規模は同じとのことですが、松野町のような文科省指定の文化財があるのですか？

(事務局 1) 各風土に応じて計画を進めてらっしゃいますので、研究していきます。

(委員 6) 河後森城跡の調査で予算が入っているはずなので、地域の史跡保存活用などに活用するため、聞き取りなどして教えて頂ければと思います。

(会長) 松野町の場合は、河後森城跡が国の史跡になっていますので、国の史跡や文化財が市町村にあるかどうかで、計画の核ができるので、かなり、計画しやすさが変わります。伊予市は、登録有形文化財はありますが、国レベルの指定文化財が無いので、刀剣はあったと思いますが、増やさないといけないと思います。国の予算を取っていくためには、委員 2、どうでしょうか。

(委員 2) 国指定の文化財があれば、修理や調査事業で資金は出ます。国の文化財にするための調査事業もあるので、これから国の文化財を作る場合は、活用できます。

(会長) 「歴史まちづくり法」とかもあるのですが、それも、国の文化財の有無で変わってきます。中長期で考えないといけません。史跡を作る、国指定にするなど、今、三吉先生あたりが考えていますけど、伊予市には無いから、ではなく、戦略的に考えていかないといいません。国史跡に指定していくために調査活動を始めていくと、見通す計画が大切です。来年度以降ということになるとは思いますが、お願いします。

4 その他 (01:20:25～)

(会長) 議題は以上です。その他、この機会に何かご意見ありませんか。

(委員 7) 次の代に伝えていくために、青少年の教育の中で、地域の歴史文化の勉強を、小学校の遠足など、各地の文化財巡りをしている様子なので、学校教育のなかで進めて、先輩方のお話を聞いていくことも必要かと思えます。

(委員 5) 古いものを保存していくことは大切ですし、それぞれ出てきている個人的に所有されている文化財もあると思います。私たちは、昭和から平成に生きていますが、この時代の文化も、後世には大切になってきます。先ほどもありましたが、高齢化ということで、伝承できない分もありますので、明治から大正にかけての文化財、例えば、嫁入りの時に載る駕籠が下灘に 3 点程あるそうですが、その時代にそのようなものがなぜあったのか、まず聞かないとわからない。その子孫が生きておられるうちに、どういうことだったのか聞いてくるのも文化財のひとつだと思います。近代、近世のものをより多く集めてデータベースとして集めていくのがいいと思います。

(会長) 貴重なご意見ですね。明治大正どころか、昭和は遠くなりにはけりです。今、建築も昭和の建築物の調査を県が始めています。戦前の文献の調査も始まっていますし、これも今回の文化財の計画の中にも入ってくると思いますので、よろしくお願ひします。委員3、何かございませんか。

(委員3) 伊予市の取り組みには頭が下がる思いです。面積が広くなったので、残さないといけないものもたくさんあり、御苦勞ではあります、しっかり調査されていると思います。やはり、調査研究が一番で、保存修復という流れになると思いますので、情報収集して頂ければと思います。

(会長) ありがとうございます。他にはありませんか。

(事務局1) 最後に事務局からお願いします。御意見ありがとうございます。今、言われたような記憶ではなく、記憶は薄れゆくものですので、写真や映像による記録というのをしっかりしていきたいと思ひますのと、当館のPRになります、民話や伝承の教育委員会がまとめた冊子を図書館の職員が読んで、それを動画で読み聞かせて、インターネットで配信するという、特に青少年に聞いて頂くという取り組みをしております。また、多角的な活動をしていきたいと思ひます。

また、お願ひなのですが、今年5月で委員の皆様2年間の任期を終えます。大変お世話になりました。また、お声がけさせて頂いた際に、引き続きやって頂ければと思ひ、お願ひ致します。

(会長) 民話伝承も文化財です。ですから、有形だけでなく無形のものを記録に残していくというのが大事だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、南伊予村ができる前の上野村の、明治初めの公文書が、元区長が集会所で保管していたものが出てきました。柚山先生が生徒さんと一緒に300点くらいの目録を整理して、冊子を作成して下さいました。この公文書ですね、上野村にあって、本来であれば合併で行政に行くものが、実は集会所に残っていました。つまり明治期の行政文書です。そういうものが、もう、伊予市の資料なんかに残っています。公文書管理法というのが日本にあります、これに基づいて歴史的な公文書は保存管理していかないといけないのです。文化財保護法だけでなく、公文書管理法の立場からも、そういう記録を残していかないとけません。

はい。それでは、今日の議題をそれぞれご確認頂きました。ありがとうございます。以上で審議会は終了とします。引き続き皆さん、任期2年間ありますが、会長としてお願ひいたします。

(事務局1) 進行ありがとうございます。委員の皆様におかれましては熱心なご協議ありがとうございます。では、閉会の挨拶を渡邊教育長より申し上げます。

5 閉 会 (01:29:13~)

閉会あいさつ 伊予市教育委員会教育長 渡邊 博隆
(伊予市教育委員会教育長の挨拶で閉会した。)